

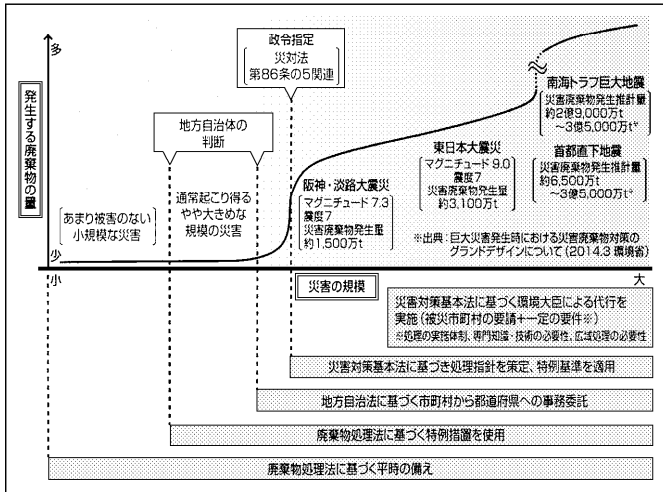
施設設置手続きを簡素化

災害対策強化へ特例を設定

政府は3月24日、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」と災害対策基本法の一部を改正する法案」について閣議決定した。改正案では、廃棄物処理法で災害時における国・都道府県の責務を示し設置する一般廃棄物処理施設設置手続きの簡素化を規定した。災害対策基本法では大規模災害時に環境大臣の処理指針策定や処理代行などを定めている。

廃棄物処理法等を改正

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



市町村から災害廃棄物の委託を受けた事業者が一廃処理施設を設置する場合、設置許可申請ではなく生活環境影響調査(ミナセツ)と都道府県知事への届け出で実施できるようになった。



仮置場での仮設施設が早期に整備できるようになる(本文とは関係ありません)

る場合、都道府県知事に行う事前届け出について、事後でも認められる。災害対策基本法の改正では環境大臣が大規模災害の発生後、災害廃処理について指針を策定することを規定している。被災地域のうち廃棄物処理特例地域として指定を受け、その当該市町村長から要請があり、一定の要件を満た

している場合について国が災害廃の処理を代行する。

今回の法改正は、土砂崩れや台風などの災害について廃棄物処理法の枠組みを、首都直下型・南海トラフ地震などの大規模災害について災害対策基本法を活用し、「切れ目のない」災害対策を目的としている。

廃棄物処理法の改正では、災害が発生した廃棄物の適正処理や分別・再生利用を規定している他、国・地方公共団体・事業者・その他関係者の相互連携・協力を規定している。国は災害廃処理の基本方針策定を行い、そ

は処理計画を定める必要がある。

市町村が災害廃処理

で一廃処理施設を設置する場合、都道府県

同意を得ることと知事による技術上の基準に